

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、イオンの基本理念のもと、お客さま、地域社会、取引先、株主、従業員など、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性やリスク管理の徹底、適時適切な情報開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることを通じて、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率が相対的に低いと考えており、今後、その比率が20%以上となった時点で、議決権の電子行使の環境作りや招集通知の英訳の実施を検討いたします。

【補充原則2-5-1 内部通報】

当社は、「公益通報者保護に関する規程」及び「何でも相談承り係」運用規程」を策定し、情報提供者の秘匿や不利益取扱の禁止等の規律を定めております。他方、当社は、現在、経営陣からの独立性を確保しう内部通報窓口を設置しておりませんが、現行の内部通報制度が有効に機能していると考えており、今後、その導入について要否も含め検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、当社の株主における海外投資家等の比率が相対的に低いと考えており、今後、その比率が20%以上となった時点で、英語での情報の開示・提供を検討いたします。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務1】

当社は、現在、代表取締役等の後継者計画を策定しておりません。取締役候補者・重要人事については、適切な手順を踏まえ候補者を選定のうえ、取締役会に付議し、承認するプロセスとなっております。今後は、より透明性・公平性の高い後継者の指名体制を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりません。取締役の指名・報酬などの重要事項を検討するに当たっては、取締役会での審議を通じて、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

当社は、政策保有株式について、取引関係の強化や企業価値の向上、資本コスト等の経済合理性を総合的に勘案し、保有意義があると認める場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

なお、政策保有株式を保有する場合には、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、その検証の内容を開示いたします。

(政策保有株式の議決権行使に関する方針)

当社は、政策保有株式の議決権行使について、保有先企業の持続的成長や中長期的な価値の向上、株主還元向上の観点及び当該企業の経営状況を勘案し、総合的に議案ごとに賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社や株主の共同利益を保護するため「関連当事者取引管理規程」を策定し、当社がその役員や主要株主等との取引(関連当事者取引)を新たに行う場合には、取締役会の承認を要することとし、また、取引が継続している関連当事者取引については、年度ごとに、取引継続の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性を取締役会において審議することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度として、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付型のイオン企業年金基金に対しては、当社の管理部門の役職員を代議員として運営に関与させ、運用状況の確認・モニタリングを行うとともに、必要に応じて意見を具申することとしています。

確定拠出年金については、入社時における制度の適切な説明や資産運用に関する教育機会の提供を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(経営理念)

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念のもと、次の経営方針を定めております。

1. イオンの基本理念(経営理念)

イオンは、理念の中心を「お客さま」と位置づけ、お客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。

・イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団です。

- ・イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。
- ・イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。
- イオンは基本理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として、「お客さま第一」を実践してまいります。

2. 経営方針

当社は、「商業を通じて地域社会に奉仕しよう。」との社是のもと、お客さまが求められる良品をお値打ち価格で豊富に品揃えし、お客さまに楽しくお買物をしていただくことを経営方針としております。

(経営戦略、経営計画)

決算短信において開示するとともに、決算説明会等を通じて説明を行っております。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方・基本方針)

当社は、イオンの基本理念のもと、お客さま、地域社会、取引先、株主、従業員など、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性やリスク管理の徹底、適時適切な情報開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることを通じて、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(取締役・監査役の報酬決定方針)

取締役及び監査役の報酬等については、社内規程に基づき、株主総会決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

(取締役・監査役の選解任を行う際の方針及び手続)

取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、次のとおりです。

・取締役候補者の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。
 ・なお、以下の取締役の基準に満たない客観的、合理的な理由があり、取締役として職務の執行を委ねることができないと判断される場合には、取締役を解任するものとしております。

1. 当社の経営理念、経営方針に対する理解があること
2. 経営者として経営活動を統括し、経営目標の達成と当社の持続的な成長・発展に寄与できること
3. 取締役会の審議に必要な広範な知識、経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な実績と見識を有すること
4. 経営に関する高度かつ広範な知識及び経験・技能を有し、経営戦略・経営計画の企画・立案・決定に対して、有力な意見具申ができること
5. 経済界・産業界の事情に通じ、優れた先見性・洞察力を有し、長期的視野に立った戦略的な意思決定ができること
6. リーダーシップに優れており、取締役にふさわしい人格及び見識があること
7. 心身ともに健康であること
8. 他の取締役からの推薦があること

・監査役候補者の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で、取締役会において決定しております。

1. 様々な分野に関する豊富な知見、経験を有すること
2. 会社の経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
3. 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、会社の経営の公正性と透明性を確保できること
4. コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること

(取締役・監査役候補の個別の選任理由)

取締役・監査役候補者の選任理由については、定時株主総会招集ご通知に記載のとおりです。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社の取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」の定めにより、経営戦略、経営計画その他重要な業務執行の決定及び業務執行の監督を行っております。その他の事項の決定については、「職務権限基準表」の定めのとおり、経営陣に委任しております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しうる資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任することとしております。独立社外取締役の指名基準は次のとおりです。

1. 当社の基本理念、行動規範等の考え方を共有できること
2. 最高経営責任者等の経営者として豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること
3. 当社の経営陣から独立した判断を下すことができること
4. 社外取締役の独立性基準を満たすこと

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

(社外取締役の独立性基準)

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

1. (1) 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という)ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
 (2) その就任の前10年間のいずれかの時に於いて当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者(業務執行者であったものを除く)に於いては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
2. (1) 当社若しくはその子会社を主要な取引先(注1)とする者、又はその者が法人等(注2)である場合にはその業務執行者ではなく、又、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
 (2) 当社若しくはその子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
3. 当社から役員報酬以外に多額(注3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等ではないこと
4. 当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員ではないこと
5. 当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
6. 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
7. 次に掲げる者(重要でない者(注4)は除く)の近親者(注5)ではないこと
 - A. 上記1～6に該当する者
 - B. 当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人

- (注1)「主要取引先」:直近事業年度の連結売上高の1%以上を基準に判定
 (注2)「法人等」:法人以外の団体も含む
 (注3)「多額」:過去3年平均で、年間1000万円以上
 (注4)「重要でない者」:「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士を指す
 (注5)「近親者」:配偶者または二親等内の親族

【補充原則4-11-1 取締役会全体の構成の考え方】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、多様で豊富な知識、経験を有する取締役に構成するとともに、定款で定める17名以内を適正な人数とし、原則として、独立性の高い社外取締役を2名以上選任することとしております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役・監査役の兼任状況を定時株主総会招集ご通知の参考書類及び提供書面(事業報告)等において開示しております。また、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たし得よう、兼任については合理的な範囲にとどめるものとしております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価】

当社は、取締役会の実効性を高めるため、毎年、各取締役・監査役の自己評価等により、取締役会の運営、議事内容などについて分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。また、評価結果に基づき、取締役会の運営、議事内容などについて改善活動を実施してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】

・当社は、取締役・監査役に対して、定期的なコンプライアンス教育、ガバナンス教育、重大な法令変更等においては弁護士を招聘して実施する勉強会等の教育・研修プログラムを用意しております。
 ・また、独立社外取締役に対しては、就任時のオリエンテーションの一環として、店舗やセンターといった営業現場を視察いただく機会を提供しております。就任後も事業に関する知識など必要な情報提供を継続して行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・当社は株主との建設的な対話を通じて、双方の理解を深め、これを踏まえて適切な対応に努めることが重要であると考えております。
 ・当社は、経営管理担当役員をIR担当役員に選任するとともに、IR担当部署として経営管理部を設置しております。また、同部署が財務部、総務部及び地域連携推進部と緊密な連携を図ることで、株主との積極的な対話を実現してまいります。
 ・当社及び株主双方の理解を深める取り組みとしまして、決算説明会を半期ごとに開催するとともに、個別のIR取材に積極的に応じております。
 ・株主との対話の中でよせられた意見は、経営陣に定期的にフィードバックしております。
 ・当社は「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、内部情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	15,259,824	58.10
マックスバリュ西日本グループ社員持株会	689,409	2.62
丸魚水産株式会社	472,523	1.79
株式会社コックス	424,460	1.61
加藤産業株式会社	323,946	1.23
新光商事株式会社	268,000	1.02
イオンフードサプライ株式会社	238,794	0.90
ミニストップ株式会社	237,882	0.90
イオンフィナンシャルサービス株式会社	235,558	0.89
宮本 美枝	206,600	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

2月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるイオン株式会社及び同社のグループ各社との取引に関しては、少数株主保護の方策に関する指針に基づき、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。

また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式の58.10%を所有しております。

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、同社との協議、もしくは報告を行っております。同社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎 英雄	他の会社の出身者											
桑山 斉	弁護士											
渡瀬 ひろみ	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 英雄	○	尾崎英雄氏につきましては、上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 同氏の会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下の通りです。 ・株式会社フジ代表取締役会長兼CEO	尾崎英雄氏は、株式会社フジにおいて長年にわたり経営に携わり、同社の代表取締役会長兼CEOを務めております。総合小売事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有しており、大所高所の見地から業務執行に適切な助言をいただけると判断し、同氏を社外取締役に選任したものであります。 なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性の基準を満たしております。

桑山 斉	○	桑山斉氏につきましては、上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 同氏の会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下の通りです。 ・弁護士法人御堂筋法律事務所社員弁護士 ・社会福祉法人北慶会理事	桑山斉氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、会社経営を統括する十分な見識を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役として選任したものであります。 なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性の基準を満たしております。
渡瀬 ひろみ	○	渡瀬ひろみ氏につきましては、上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 会社法及び同施工規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下の通りです。 ・株式会社商工組合中央金庫社外取締役 ・株式会社パートナーエージェント社外取締役 ・株式会社アーバンフューネスコーポレーション社外監査役 ・ダイヤル・サービス株式会社社外取締役	渡瀬ひろみ氏は、上場会社において、プロジェクトリーダー、編集長、事業責任者を歴任し、他の上場会社では代表取締役社長を務めるなど、新規事業の立ち上げや会社経営について豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言をいただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役として選任したものであります。 なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性の基準を満たしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は、取締役会、経営会議、予算会議、開発会議等の重要な会議や、リスクマネジメント委員会等の委員会に参加するほか、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁伺書類等の閲覧を通じて、その適正性の監査を行うなど、取締役等の業務執行状況を客観的な立場から監視しております。

また常勤監査役は、必要に応じて会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

内部監査は経営監査室(人員13名)を設置し、規程類の遵守状況・防犯・衛生管理等に関する事項について実施しております。経営監査室による監査結果については、その都度常勤監査役にも報告が行われており、その結果を踏まえて監査役会とは随時情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 謙城	他の会社の出身者													
伊藤 三知夫	他の会社の出身者													
石橋 三千男	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 謙城		青木謙城氏は、過去に当社の兄弟会社である株式会社ダイエーの業務執行者であったことがあり、上記e()に該当します。 会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」については、現時点において該当事項はありません。	青木謙城氏は、グループ会社の人事部長、SM事業部長、監査部長を歴任し、人事部門、監査部門を中心に豊富な経験と知見を有しており、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を社外監査役に選任したものであります。
伊藤 三知夫		伊藤三知夫氏は、過去に当社の親会社であるイオン株式会社の業務執行者であったことがあり、上記c()に該当します。また、同氏は、過去に当社の兄弟会社であるイオンリテール株式会社の業務執行者であったことがあり、上記e()に該当します。 同氏の会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下の通りであります。 ・イオン九州株式会社 常勤社外監査役	伊藤三知夫氏は、グループ会社の経営管理、経営監査領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を社外監査役に選任したものであります。
石橋 三千男	○	同氏の会社法及び同施行規則に定める「重要な兼職の状況」は、以下の通りであります。 ・有限会社FIS経営研究所代表取締役 ・株式会社広島県イノベーション推進機構 社外取締役 ・株式会社ウッドワン社外取締役	石橋三千男氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験に加え、企業の内部統制及び監督に関して専門的な見識を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を社外監査役に選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	4 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と、企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

監査役に対する報酬等につきましては、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、固定型の月例報酬のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対する平成31年2月期中の報酬総額は、取締役11名に対し133百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成19年5月16日開催の第25期定時株主総会において、年額450百万円以内(うち金銭報酬額400百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分50百万円)と決議されております。

支給額には当事業年度に係る業績報酬及びストックオプションに係る報酬額が含まれております。なお、ストックオプションに係る報酬額はストックオプションの付与日時時点での公正価値に基づいて算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当は、特段設けておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は企業統治の体制として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する体制を採用しております。役員は取締役13名、監査役4名の体制となっており、取締役13名中3名、監査役4名中3名が社外からの選任であります。

当社の意思決定機関である取締役会は、毎月1回開催されるほか必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。

日常業務の遂行につきましては、取締役を各本部長に任命し、各事業部内の会議等による審議を経て、業務の効率化、迅速化及び適正化を図る体制を構築しております。

その他、経営に関わる会議体として、経営会議、リスクマネジメント委員会、予算会議及び開発会議を設置しております。経営会議は業務執行取締役、本部長、関係部長、経営監査室長及び常勤監査役で構成されており、月3～4回開催しております。経営会議は業務執行に必要な審議・報告などを行い、業務執行の効率化、迅速化及び適正化を図ることを目的とした会議体であります。リスクマネジメント委員会は、2ヵ月に1回開催し、各部署のリスク管理の状況・方針等の審議、全社的に対応する重要事項についてのリスク対策の策定、及びコンプライアンスに係る施策・整備・運用状況の審議を行う会議体であります。当社において重要なリスク事案、法令違反等が発生した場合には、臨時のリスクマネジメント委員会を開催し、必要な調査を行ったうえ、遅滞なく取締役会に報告することとなっております。予算会議は取締役、部室長、関係マネジャー及び常勤監査役で構成され、半年に1回開催し、営業予算検討と進捗状況の確認、重点政策・重点実施事項の確認、年間予算・四半期予算の審議を行う会議体であります。開発会議は取締役、関係本部長、関係部長・マネジャー及び常勤監査役で構成され、1ヵ月に1回開催し、店舗開発に関わる進捗、課題の管理・調整及び新店・改装・閉店・不動産・テナント管理等の進捗確認、調整等を行う会議体であります。

監査役会は原則として毎月1回開催することとし、必要がある時は随時開催しております。また、監査役自ら店舗監査の立ち合いを行うなど取締役の業務執行及び従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

常勤監査役は取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会、予算会議、開発会議等の経営に関わる重要な会議に参加するほか、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて、その適正性の監査を行うなど取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。また、常勤監査役は必要に応じて会計監査人と情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を委託しております。顧問弁護士につきましては、複数の法律事務所と顧問契約を結んでおり、法律問題が生じたときには、随時確認しアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

取締役会は、重要な経営事項に対する迅速な意思決定及び判断を行うため、社内の事情に精通した取締役10名及び社外の取締役3名で構成しております。

また、経営監視機能という観点からは、監査役4名(うち社外監査役3名)があり、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。社外取締役及び社外監査役は、外部的視点から企業価値を高めるための助言を適宜行っており、取締役の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の2週間以上前に発送いたしております。
その他	招集ご通知を当社のホームページに掲載しております。 当社ホームページへの掲載は、招集ご通知発送日前に行っております。 事業報告についてはVTRを使用し、当社の取組むべき課題についてはPPT資料により、ビジュアルに説明いたしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4月、10月の2回、アナリスト向けに決算説明会を行っております	なし
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、決算短信、決算補足資料、月次情報、その他開示すべき事項等について、適時・迅速に当社ホームページへ掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部 経営管理グループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「マックスバリュ西日本行動基準」を策定し、全てのステークホルダーに対する行動基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動について、買物袋のレジ無料配布中止店舗の拡大に取り組むほか、本社・店舗周辺の定期清掃活動、リサイクル活動を行っております。また、各種募金活動につきましても積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法(第362条第4項第6号)及び会社法施行規則(第100条)に基づく内部統制システム構築の基本方針を下記の通り定めております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、イオングループにおいて平成15年4月に制定された「イオン行動規範」を全ての行動の基本理念とする。
「お客さま中心」の理念に基づき、お客さまの生活文化の向上を目指すとともに、企業市民の立場から、法令遵守は当然のこととし、地域社会とのより良い関係を構築して、適切な企業経営と地域社会との調和を図り社会的責任を果たす。
 - (2)当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係る施策・整備・運用状況を審議する機関として、取締役、監査役、本部長及び関係部長などを委員とするリスクマネジメント委員会を設置する。
 - (3)リスクマネジメント委員会は、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、必要な調査を行ったうえ、遅滞なく取締役会に報告する。
 - (4)当社の取締役は、その職務の執行に当たっては、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」に基づく業務方針の実現に当たって率先垂範し、当社の使用人をはじめその他利害関係者に対する責任を果たす。
 - (5)当社の取締役は、その職務の執行を通じ、その使用人の業務の執行が法令及び定款に適合するよう、「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を活用し、指導と啓発を行う。
 - (6)当社の取締役会は、定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
 - (7)当社の取締役の職務執行について、当社の監査役は定期的な監査を実施し、必要に応じ当社の取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、又は勧告する。
 - (8)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
 - (9)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し毅然たる態度で対応する。
2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」を実践し、お客さま、地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たせるよう努力する。
 - (2)当社は「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び当社固有の問題を織り込んだ「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」に従業員全員に配布するとともに、コンプライアンス教育を実施する。
 - (3)当社は、グループ全従業員を対象としたイオン内部通報制度(イオン行動規範110番)に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告される。
 - (4)当社は、独自に内部通報制度「何でも相談承り係」と「社長直行便制度」を設け運用する。
 - (5)重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、適切に取締役・使用人に開示し、周知徹底する。
 - (6)代表取締役社長が内部監査部門である経営監査室を直轄する。経営監査室は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況を、業務の有効性・効率性、法令・社内規程遵守の観点から内部監査を行う。
 - (7)コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)、その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - a. 株主総会議事録と関連資料
 - b. 取締役会議事録と関連資料
 - c. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録又は経過の記録
 - d. 取締役を決定者とする決裁書類
 - e. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - (2)当社の取締役は、その職務の執行に係る上記(1)に定める文書を社内規程に従い、定められた期間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスクマネジメント担当取締役を置き、リスクマネジメント委員会を設置し、定期的に開催し、各部署のリスク管理の状況・方針等を審議し、全社的に対応する重要事項についてのリスク対策を策定し、取締役会に報告する。
 - (2)当社の戦略立案部門は、企業価値を高め又は企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆる事業リスクに対処すべく、経営戦略・経営計画の策定を行うに当たり事業リスクのアセスメントを行い、取締役会における経営判断に際して重要な判断材料を提供する。
 - (3)当社は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - a. 地震、洪水、火災、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
 - b. 取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
 - c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - d. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
 - (4)当社は、災害、環境、コンプライアンス等に関するリスクへの対応については、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等により全従業員に徹底する。
 - (5)各事業部門を担当する取締役及び部長は、それぞれの部門に係るリスク管理を行う。各事業部門長は、リスク管理の状況を取締役会・経営会議において定期的に報告する。
5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規程に従い、各事業部門の会議、経営会議、予算会議、開発会議等での審議を経て、取締役会において審議して決定する。
 - (2)取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、担当取締役及び各部室長等が迅速に遂行する。あわせて、内部牽制機能の確立を図るため、組織関係規程を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確化し、適切な業務手続が行われるようにする。
 - (3)会社方針に基づいて事業活動が適正に運営されているか、経営監査室が定期的に監査し、取締役及び経営幹部に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び経営幹部は是正措置を講ずる。
6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、イオングループが定期的に主催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対応策及び業務効率化に資する有益なベストプラクティス等の情報を積極的に有効活用する。
- (2)当社が取り入れるベストプラクティスについては、当社が自主的に決定しており、また、当社のベストプラクティスについても会議を通じ提供する。
- (3)当社は、グループ各社の情報ネットワークから、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受け啓発できる体制を構築する。
- (4)親会社イオンとの賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引等利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。
- (5)当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社の取締役会において定期的に報告を受ける。
- (6)当社は、当社グループのリスクを統括的に管理するため、グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定するとともに、機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
- (7)当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を実現するため、毎事業年度ごとにグループ各社の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (8)当社は、子会社の業務の適正を確保するため、経営管理本部が子会社の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理及び指導を行う。
- (9)当社の内部監査部門である経営監査室は、子会社に対して、年1回の内部監査を実施する。
- (10)当社は、当社グループの役員及び従業員が直接通報を行うことができる内部通報制度を設け運用する。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1)監査役が業務を補助する使用人は特に設けない。常勤監査役は、監査計画及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を図る。
 - (2)常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、その業務に限定した期間、補助業務に当たる者を選定する。
 - (3)常勤監査役が補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。
8. 上記7の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とする。
9. 当社監査役の上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら常勤監査役の指揮命令に従わなければならない。
10. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制
 - (1)常勤監査役は、当社の取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議又は委員会に出席することができる。
 - (2)当社グループの役員は、取締役会等の当社の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (3)当社グループの役員、使用人等は、当社の監査役が実施する業務執行状況監査において、取締役が担当する業務について報告を求めた場合、又は、業務及び財産の状況を調査する場合には、迅速かつ確に対応する。
 - (4)当社グループの役員、使用人等は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告する。
 - a. 当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - b. 当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - c. グループ内外に対し、重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - d. 「イオン行動規範」、法令に対する違反で重大なもの
 - e. その他上記a～dに準じる事項
11. 上記10の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
12. 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
13. その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社の監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - (2)当社は、常勤監査役が求めた場合、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて内部監査部門である経営監査室と共同監査の実施ができるように配慮する。
 - (3)当社の監査役は、監査の実施に当たり、独自に意見を形成するため、必要と認めたときは自らの判断で、当社に係る公認会計士及び弁護士等外部アドバイザーを活用する。
 - (4)当社の代表取締役及び取締役は、当社の監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「内部統制システムに関する基本方針1 - (9)」に次の通り定めております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し毅然たる態度で対応する。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (1)「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた当社の基本原則を定める。
 - (2)反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括管理部署とし、また、各店舗に不当要求対応の責任者を設置する。
 - (3)取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - (4)反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - (5)反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、企業防衛協議会、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

